

平成25年度警察庁調達改善計画の年度末自己評価結果
(対象期間:平成25年4月1日～平成26年3月31日)

平成26年6月20日
警察庁

= 調達改善の取組内容
= 調達改善の目標

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
<p>1 随意契約・一者応札となっている調達の見直し (1)仕様書の見直し 仕様書審査委員会等の活用による仕様書の不断の見直し、新規業者の参入の働きかけ等を行う。 平成24年度と比較して、随意契約・一者応札となっている契約数の縮減を目指す。</p>	<p>仕様書の不断の見直し、新規業者の参入の働きかけ等を行った。</p>	<p>警察庁本庁における平成25年度の契約状況は、423件、555億円となっている。 このうち一般競争契約については、266件、277億円(対24年度比:161件減、200億円減) 随意契約については、157件、278億円(対24年度比:20件増、167億円増)となっている。 また、一者応札については、116件、179億円(対24年度比:55件減、1.8億円減)となっている。 一般競争契約については、平成25年度補正予算の規模が、前年度に比べ小さいため、契約件数、契約額ともに減少した。 随意契約については、平成24年度に随意契約であった案件137件のうち13件は、複数者応札の一般競争入札に移行したが、全体の件数は増加した。 その主な要因は、次の通りである。 入札不調による不随随意契約 58件 36億円 電子計算機の再リース等 21件 40億円 また、金額ベースでは大幅に増加しているが、これは情報管理システムの大型案件に係る契約によるものであり、これらの競争性を高めるべく中長期的な取組を行って行く必要がある。 一者応札については、新規業者の参入を促進した結果、平成24年度において一者応札だった案件171件のうち10件が平成25年度において複数者応札に移行したほか、全体の契約件数・金額が減少したこともあり、平成24年度に比べ件数・金額とも減少した。 本庁以外の部局においては、未集計である。</p>	<p>随意契約においては、20件のうち15件が不随随意契約となっており、予定価格を厳しく設定したことが原因と見られる。 なお、随意契約については、金額ベースでは大幅に増加しているが、これは電子計算機のリースに係る契約によるものであり、これらの競争性を高めるべく中長期的な取組を行って行く必要がある。</p>	<p>今後も取組を継続する。</p>
<p>(2)特定調達契約審査委員会による随意契約予定案件の審査 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達案件について、契約方法、数量及び仕様等の入札条件や外国製品の調達拡大についての配慮などの適否について審査を行い随意契約の見直し・縮減を図る。 平成24年度と比較して、随意契約・一者応札となっている契約数の縮減を目指す。</p>	<p>本庁及び地方機関における国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達案件のうち、随意契約予定案件(合計94件・30,919,678千円)について、契約方法、契約条件等の適否について審査を行った。</p>	<p>平成25年度においては、同委員会を11回開催した。94件の契約案件について審査を実施し、随意契約又は国の行為を秘密にする必要がある契約の適正な運用を図ることができた。</p>	<p>-</p>	<p>今後も取組を継続する。</p>
<p>(3)入札不参加者に対するアンケートの実施 入札説明書を受け取りに来た業者が入札に参加しなかったため、結果一者応札となった場合、入札不参加業者に対し、何が障壁となって参加しなかったか任意でアンケートを実施する。 競争性を確保すべく、応じることができる要望については、柔軟に対処し次回入札に反映する。</p>	<p>本庁において、入札不参加者から入札に参加できない理由をアンケート方式で任意に提出を依頼した。</p>	<p>業者からの要望として申し入れがあった「入札公告期間の延伸」について、法令上10日間となっている期間を原則15日まで延伸する運用に変更した。 なお、アンケート総件数のうち入札公告期間の延伸希望について、平成24年度は9%であったが、平成25年度は6%となった。</p>	<p>-</p>	<p>今後も取組を継続する。</p>
<p>2 庁費関係のうち、汎用的な物品、役務の調達の見直し (1)事務用消耗品等の購入及び役務 共同調達品目数を増やすことにより経費の節減を図る。平成25年度11品目(購入7品目)事務用消耗品、紙類(コピー用紙を除く)、OA機器用消耗品、清掃用消耗品、蛍光灯、トイレットペーパー、非常食(役務4品目)速記、電気、廃棄物処理、クリーニング 平成26年度に向け、1品目(ガソリンの給油)を追加できるよう関係省庁と検討する。</p>	<p>本庁において、平成25年度から非常食について新たに実施した。平成24年度に引き続き実施した。</p>	<p>事務用消耗品、清掃用消耗品、OA消耗品の3品目 平成25年度(実績) 6,963,821円 平成24年度(単価×25年度の数量) 6,999,056円 増減額 35,235円 0.5%削減</p>	<p>ガソリン給油の追加の是非については、関係省庁と検討した結果、共通の仕様等で行うことが困難であるとの結論に達し、実施を見送った。</p>	<p>今後も共同調達の品目を追加できるよう関係省庁と検討する。</p>
<p>(2)事務用消耗品の購入 各管区警察庁等の単位を基本として、共同調達を実施する。 平成24年度と比較して共同調達実施部局の増を目指す。</p>	<p>全国の地方機関において、共同調達を実施した。</p>	<p>全国の地方機関66部局のうち、平成24年度においては23部局で共同調達を実施していたが、平成25年度は5部局増加し、28部局で共同調達を実施している。</p>	<p>-</p>	<p>未実施の部局についても実施を検討する。</p>
<p>(3)印刷物の調達 昨年度に引き続き、同じ時期の調達で同様の内容の少額随意契約の印刷物について、可能な限りまとめて一般競争入札を実施する。 また、調達部数についても必要性を再度検討し、更なる見直しを図る。 平成24年度と比較して執行額の縮減を目指す。</p>	<p>本庁において昨年度に引き続き同じ時期の調達で同様の内容の印刷物についてまとめて一般競争入札及び見積合わせを実施した。</p>	<p>案件 平成25年度(実績) 2,695,288円 平成24年度(単価×25年度の数量) 2,712,647円 増減額 17,359円 0.64%削減 案件 平成25年度(実績) 960,078円 平成24年度(単価×25年度の数量) 1,226,920円 増減額 266,842円 21.75%削減</p>	<p>-</p>	<p>今後も取組を継続する。</p>
<p>3 情報通信分野における調達の見直し (1)情報通信分野における調達 (意見招請の実施)意見招請は、競争性を高める上でも一者応札の防止においても有効な方策である。今年度の調達に際しても意見招請を実施し、最新の情報を得て、仕様書の見直しを行うことにより、調達の見直しを図る。 平成24年度と比較して随意契約・一者応札となっている契約数の縮減を目指す。</p>	<p>本庁において19件、地方機関において14件の案件について、意見招請を実施した。</p>	<p>情報通信分野の一般競争入札(不随随契を含む)において、 平成25年度 本庁調達では、92件(165億円)のうち一者応札は32件(132億円) 地方調達では、628件(98億円)のうち一者応札は99件(25億円) 平成24年度 本庁調達では、134件(190億円)のうち一者応札は60件(78億円) 地方調達では、653件(95億円)のうち一者応札は71件(23億円)となっている。 平成25年度においては、寄せられた意見を受けて仕様書を見直したことにより、そのうち1件は、前回一者応札であったものが、複数者の応札となった。</p>	<p>-</p>	<p>今後も取組を継続する。</p>

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成25年度に開始した取組			目標の進捗状況		
【中央調達の促進】現在地方で調達している案件を精査し、中央調達とすることで経費の縮減が見込める案件については中央調達を図る。 中央調達を促進することにより執行額の縮減を目指す		通信機器において、1件を中央調達とした。	中央調達としたことで、2,738千円(推計)の経費縮減を図ることができた。	-		中央調達とすることで経費の縮減が見込める案件の調査・検討を継続する。
【総合評価落札方式の活用等】総合評価落札方式の活用、リース契約における複数年契約の活用等を図る。 総合評価落札方式の活用等を図る。		(1) 本庁及び地方機関において、総合評価落札方式による一般競争入札を行った。 (2) 本庁及び地方機関において、複数年のリース契約(国庫債務負担行為)を行った。	(1) 本庁調達では21件(152億円)、地方調達では13件(16億円)について、総合評価落札方式による一般競争入札を行った。 対24年度比:本庁24件減、7億円増、地方6件増、2億円増。 (2) 本庁調達では14件(259億円)、地方調達では14件(11億円)について、複数年のリース契約(国庫債務負担行為)を行った。 対24年度比:本庁10件増、256億円増、地方7件増、4億円増。	-		今後も取組を継続する。
4 一般競争入札において同一業者の契約が続いている調達の見直し (1)一般競争入札において同一業者の契約が続いている調達 新規業者の参入を促進するとともに、予定価格の積算の見直しを行う。 平成24年度と比較して多数の業者の参加を目指すとともに、執行額の縮減を目指す。		本庁及び地方機関において新規業者の参入を促進するとともに、予定価格の積算の見直しを行った。	同一業者との契約が続いている案件について、新規業者の参入を促進した結果、8件で応札業者が増加し、そのうちの1件(機動隊員用プロテクタ)は新規業者が契約の相手方となり、対前年度比1,106,448円(1%)減額となった。	-		今後も取組を継続する。
5 その他の調達案件への取組 5-1 DNA試薬の調達の見直し (1)DNA試薬の調達 これまでは全国に予算を配賦してそれぞれの部局で契約を行っていたが、複数の部局を一括して調達することで経費の節減を図る。 平成26年度に向け、より一層経費を節減するため競争性の確保を目指す。		警察庁、警視庁及び関東管内各県警察分を一括して調達した。	一括調達する前の単価と一括調達した単価を比較すると、単価は上がった。	-	調達物品の全部又は一部を輸入に頼らざるを得ないものについては、為替レートの変動が価格に大きな影響を及ぼすこととなる。	一括調達を実施する部局を増やす方向で検討する。
5-2 昨年度に引き続き実施を予定している取組 (1)旅費事務 旅費について、バック商品の利用を促進するとともに、旅行代理店へのアウトソーシングについても引き続き活用する。 旅費の縮減を図るとともに、旅費事務の簡素化、効率化を図る。 (2)人材の育成 当庁が実施する研修はもとより、他省庁が主催する研修にも会計事務職員を積極的に参加させ、適切な会計経理の認識と高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。 プロたる職員の養成を図る。		(1)本庁において旅行の手配について旅行代理店へのアウトソーシングを行った。 (2)アウトソーシング(平成26年2月末に契約終了)について、引き続き活用するため、平成26年2月に2者参加による企画競争を実施した。 警察庁独自の研修はもとより、他省庁が主催する研修に職員を積極的に参加させた。 (財務省主催3研修、防衛省主催1研修、警察庁主催9研修)	(1)バック商品及び経済的な乗車券や宿泊場所等の手配を無償で請け負っており、旅費事務手続の効率化及び旅費の節減につながった。 (2)事業者側が中長期的な事業計画を立案することが可能となるよう複数年(2年7月)を取り交わした。 調達業務を含めた会計業務全般の知識をより深め、業務に活かすことができた。	-		今後も取組を継続する。
(3)調達案件に関する情報発信 できるだけ多くの供給者へ情報を発信し、入札への参入を促進するために、平成25年度政府調達案件について共同の調達セミナーに参加するとともに、警察庁独自の政府調達セミナーを開催する。 また、平成24年度よりホームページにおいても公表している。 年度内の調達案件について事前に公表することで、より多数の入札参加者を募り競争性を図る。		外務省が開催する政府調達セミナー(4月19日開催)の外、警察庁独自のセミナー(5月15日開催・参加者17者)も実施した。	多くの業者に対し、入札への参加を促すことができた。	-		平成26年度においても取組を継続する。

その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

実施した取組内容	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
平成25年度に開始した取組			
本庁においての複写機の入札統合	対前回(国庫債務負担行為のため)比金額ベースで約20%の削減	-	今後も取組を継続する。
本庁において昨年度まで個々に少額随意契約で行っていた8講習会について取りまとめで一般競争入札に付した。	平成24年度2,631,720円 平成25年度2,588,250円 差額 43,470円 1.65%削減	-	今後も取組を継続する。
業務遂行に必要な交通費について、ICカード乗車券の使用を検討した。	行程100km未満の旅行について、旅費の支給に代えてICカードの利用を認めることにより、旅費請求書の作成、審査事務を削減するとともに、これまでは地下鉄回数券購入に伴う支出手続きを小切手により行っていたが、ICカード払いとすることで事務の効率化を図ることができた。	-	今後も取組を継続する。

外部有識者からの意見聴取の実施状況

会議等名称:警察庁会計業務検討会議を構成する外部有識者

開催日時:平成26年5月28日(水)

外部有識者からの意見	意見に対する対応
一者応札はどのような分野に多いのか、対策を講ずるためにもその分析が必要である。	ご意見を踏まえ、一者応札縮減のための分析を行い、引き続き一般競争入札における競争力の確保に努める。
随意契約、一者応札については、5～6年前と比較すれば飛躍的に解消されている。 随意契約から一般競争へ移行する過程で一者応札が発生するのは仕方ないことと考えており、その後の競争が生まれてくる時期が重要となる。 引き続き、随意契約、一者応札の解消に向けて一層の努力をお願いしたい。	ご意見を踏まえ、随意契約、一者応札の縮減に努め、引き続き一般競争入札における競争力の確保に努める。
情報システム等の発注において、他省庁からの情報を得て進めることは有用と考える。	一般的なシステムに関しては、他省庁から情報を得て整備を進めている。ご意見を踏まえ、引き続き必要な情報収集を行い、競争力の確保に努める。